

公立学校共済組合保険料・掛金・負担金率一覧表

令和 7 年 4 月 1 日

(単位：千分率)

			組合員保険料 ・負担金	掛 金				負 担 金						備 考		
			厚生年金保険	退職等年金	短期	短期 ※ (後期高齢者)	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期	短期 ※ (後期高齢者)	介護			
《 標準報酬月額・標準期末手当等 》	一般組合員		183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	48.01 (46.6 +1.41)	5.19 (3.78 +1.41)	8.04	41.5 育児休業等期間中 41.5	7.5	0.0939 育児休業等期間中 0.0939	49.33 (46.6 +1.41+ 1.32) 育児休業等期間中 1.32	6.51 (3.78 +1.41 +1.32)	8.04	【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.0939 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 41.5 【短期】(保険診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金及び育児休業支援・育児 1.32 時短勤務手当金に要する公的負担 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最低限度額】 標準報酬月額 長期 88,000円 短期 58,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過 的長期を含む 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 650,000円 短期 1,390,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,730,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過 的長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累 計額の上限 【経長】・・・経過の長期 【厚年】・・・厚生年金保険		
	短期組合員															
	船員組合員		183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	46.49 (45.08 +1.41)			48.01 (46.6 +1.41)	41.5 育児休業等期間中 41.5	7.5	0.0939 育児休業等期間中 0.0939				50.85 (48.12 +1.41+ 1.32) 育児休業等期間中 1.32	5.19 (3.78 +1.41)
	特別職組合員								49.33 (46.6 +1.41+ 1.32)							
	組合役員															
	組合職員															
	地方独立 行政法人	役員組合員	183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	48.01 (46.6 +1.41)			48.01 (46.6 +1.41)	—	7.5	0.0939 育児休業等期間中 0.0939	48.01 (46.6 +1.41)			5.19 (3.78 +1.41)	
		一般組合員														
	派遣職員							(都)41.5				48.01 (46.6 +1.41) (都)1.32 育児休業等期間中 (都)1.32			5.19 (3.78 +1.41)	
	職員団体専従											— (46.6 +1.41) (都)1.32				
任意継続組合員					93.2	16.08							平均標準報酬月額 380,000円			

◎追加費用負担金率(対標準報酬月額)・・・ 義務(厚生年金分) 19.5/1,000 (経過の長期給付分) 2.2/1,000、非義務(厚生年金分) 13.9/1,000 (経過の長期給付分) 1.4/1,000
◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む
◎育児休業等期間中における免除対象・・・ 保険料(掛金)、負担金(保険料(掛金)と同率) (育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)
◎介護保険の第2号被保険者・・・ 40才以上65才未満の組合員
◎事務費負担金(区立幼稚園教職員、地方独立行政法人教職員の一般組合員)・・・ 年額 6,930円 月単位 577.5円
◎子ども・子育て拠出金(対標準報酬月額・対標準期末手当等)・・・ 3.6/1,000 ※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)
◎70歳以上の組合員・・・ 厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要
※後期高齢者医療制度の被保険者である組合員